
QA18 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入が可能ですか。

- (1) 2つの区域では、関係者（住民、インフラ復旧・除染・原発作業員等）の立入りに制限はありませんが、引き続き、避難指示が継続している地域であることから、関係者以外の立入りはご遠慮いただいております。
- (2) 居住制限区域は、地域によって、空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあることから、不要不急の立入りは控えることとしています。
- (3) 避難指示解除準備区域と居住制限区域では、スクリーニングや線量管理は原則として義務づけられていませんが、希望される方に対しては、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147、148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）、（2/2）」

内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について（平成27年6月19日改訂版）」より作成

出典の公開日：平成27年6月

本資料への収録日：平成26年3月20日

改訂日：平成28年3月31日